

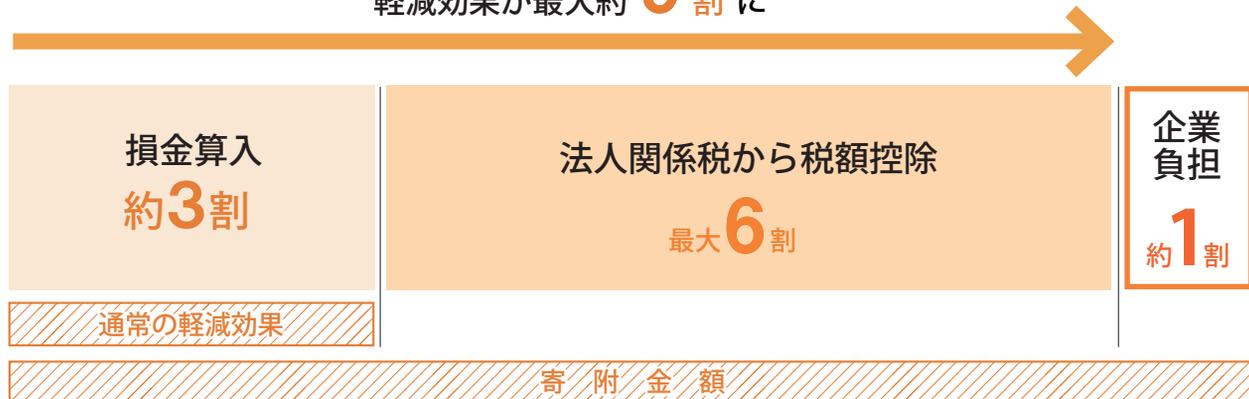
企業版ふるさと納税って？



1. 制度の概要

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。
 これにより、通常の損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されます。

軽減効果が最大約 **9割** に



税目ごとの特例措置の内容

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税

法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、寄附額の4割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

2. 企業にとってのメリット

01

地方創生に貢献する企業として公表・PR

02

地方公共団体との新たなパートナーシップの構築

03

SDGsを通じた企業の価値向上



SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」が地方創生に深く関連するだけでなく、各地方公共団体の取組も、その他の目標に関連するものが多くあります。特に企業版ふるさと納税の活用事例は「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるものです。





3.制度の流れ



4.制度の留意事項

1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。

寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

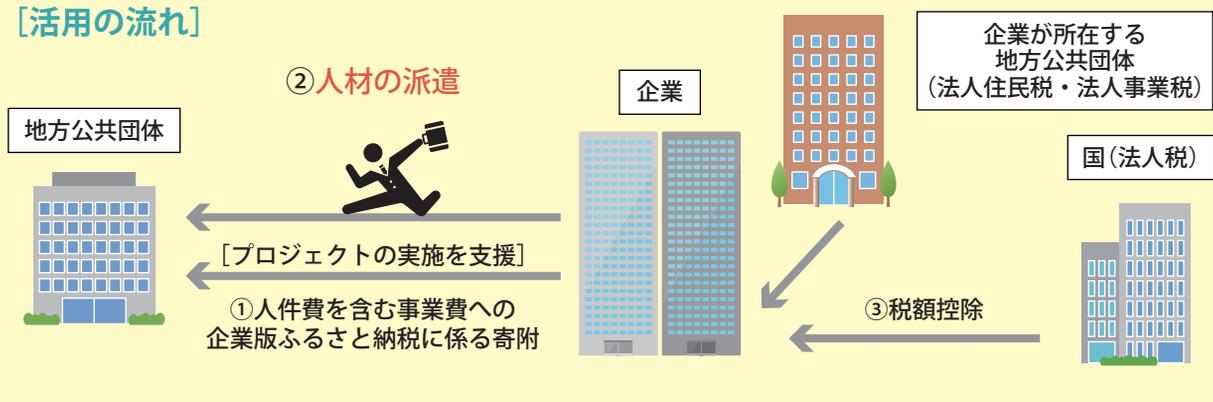
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。× 有利な利率で貸付をしてもらう。

本社^{*}が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。

※地方税法における「主たる事務所又は事業所」 例：A 県 B 市に本社が所在⇒ A 県と B 市への寄附は制度の対象外

人材派遣型 企業版ふるさと納税とは

[活用の流れ]



[企業にとってのメリット]

- ① 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができます。(勤務形態(例：常勤、非常勤、リモートワーク可)などは、派遣先と協議の上、決定)
- ② 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなります。
- ③ 人材育成の機会として活用することができます。